

令和8年度 第1回 四條畷市下水道事業経営審議会資料

「下水道事業について」

令和8年9月18日(金)

1. 審議会のスケジュール

● 審議会予定スケジュール（案）

令和8年	9月18日	第1回審議会	・下水道事業について ・下水道事業会計について ・令和7年度の決算状況について
	11月中旬	第2回審議会	・見直しの方向性及び使用料体系の検討 ※審議の進捗により内容が変更される場合があります
令和9年	1月中旬	第3回審議会	・使用料改定案（使用料体系含む） ※審議の進捗により内容が変更される場合があります
	2月下旬～ 3月上旬	第4回審議会	・答申書の内容調整 ※審議の進捗により内容が変更される場合があります

2. 下水道事業について

●目次

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 下水道の役割 | (9) 下水道使用料の状況 |
| (2) 下水道の処理方式 | (10) 大阪府内の下水道使用料との比較 |
| (3) 下水道施設の主な種類 | (11) 大阪府内下水道使用料改定の動き |
| (4) 四條畷市の下水道事業 | |
| (5) 下水道施設の老朽化 | |
| (6) 下水道ストックマネジメント計画 | |
| (7) 下水道施設の耐震化 | |
| (8) 下水道管路全国特別重点調査 | |

2. 下水道事業について

(1) 下水道の役割

① 浸水の防除

大雨が降ってもスムーズに排水し浸水から人々の生命や財産を守ります。



② 便所の水洗化

浄化槽がなくても水洗便所が使える、衛生的で快適な生活ができます。



③ 環境の改善

汚い川をなくし蚊やハエの発生を防いで伝染病の予防を行い街の中を清潔に美しくします。



④ 水質の保全

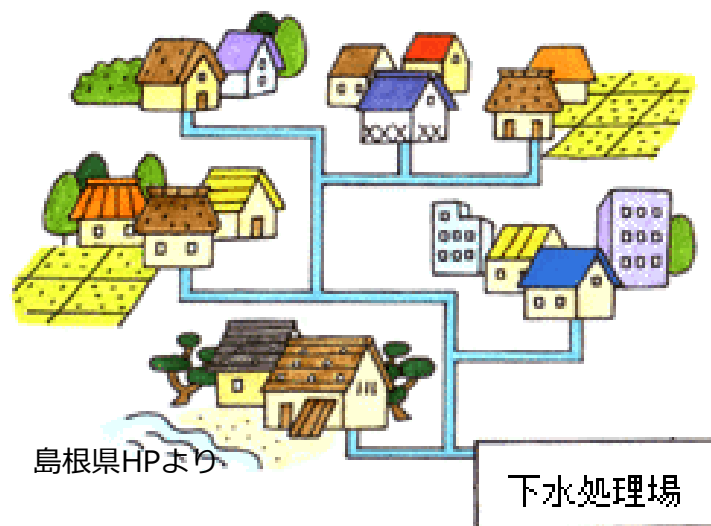
汚れた水をきれいな水に戻し川や海に放流するので青く澄んだ美しい水を取りもどします。



2. 下水道事業について

(2) 下水道の処理方式 ～単独公共下水道と流域関連公共下水道～

単独公共下水道では、自身の市の中で下水処理場を設置し処理する（原則として市が行う事業）。



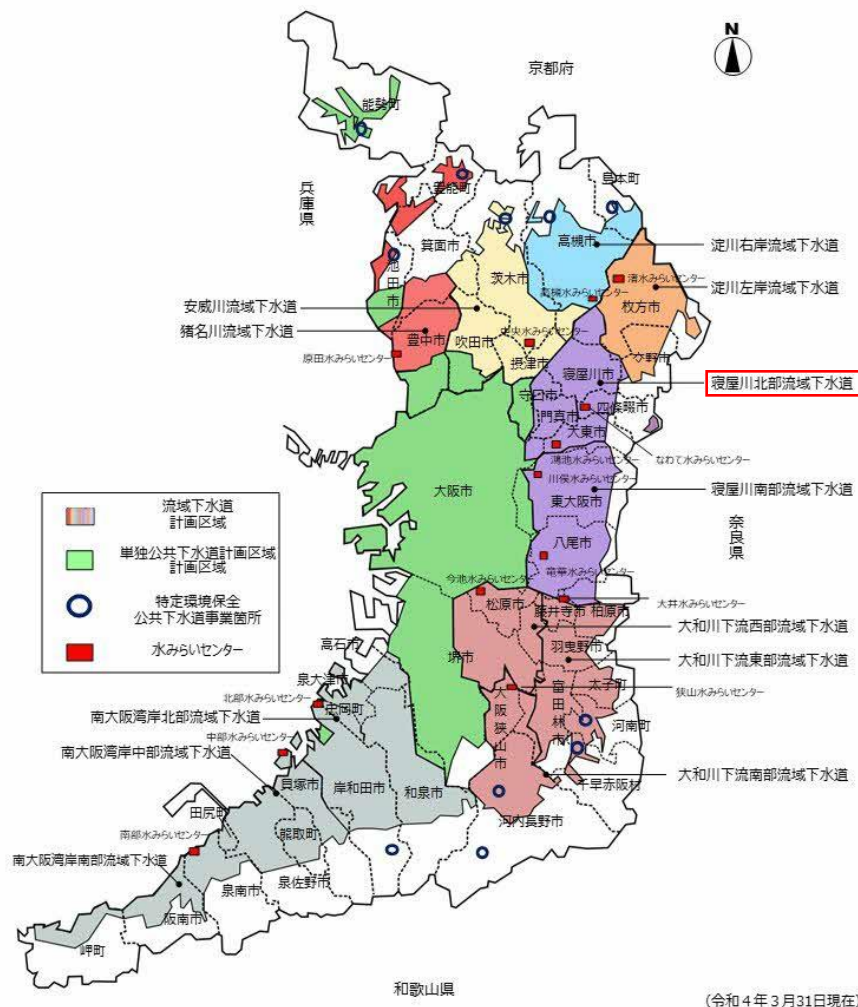
流域関連公共下水道では、自身の市に下水処理場がなく、都道府県が管理する流域下水道につなぎ処理する。



四條畷市では全域、
流域関連公共下水道として処理

2. 下水道事業について

(2) 下水道の処理方式 ～単独公共下水道と流域関連公共下水道～



四條畷市は「寝屋川北部流域下水道」に属している。

【構成市】

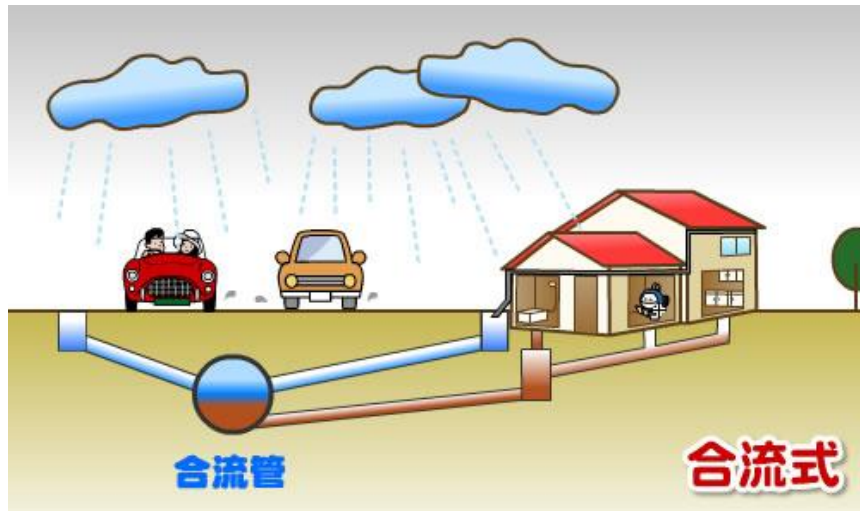
大阪市
守口市
門真市
寝屋川市
大東市
枚方市
東大阪市
交野市
四條畷市

9市で流域下水道に係る維持管理費などを負担し運営している。

2. 下水道事業について

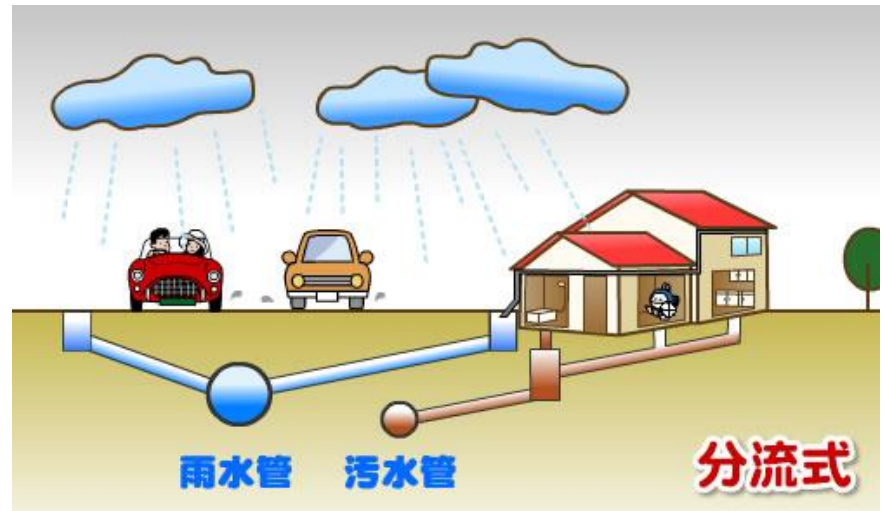
(2) 下水道の処理方式 ～合流式と分流式～

下水道管には、し尿や雑排水（台所・お風呂等の排水）というような「**汚水**」と、宅地や道路などに降った雨を集めた「**雨水**」を流す役割がある。



汚水と雨水を同じ下水管で排水する。

- ・ 建設費が安価
- ・ 雨天時に処理水量が多く処理場の負担が増加



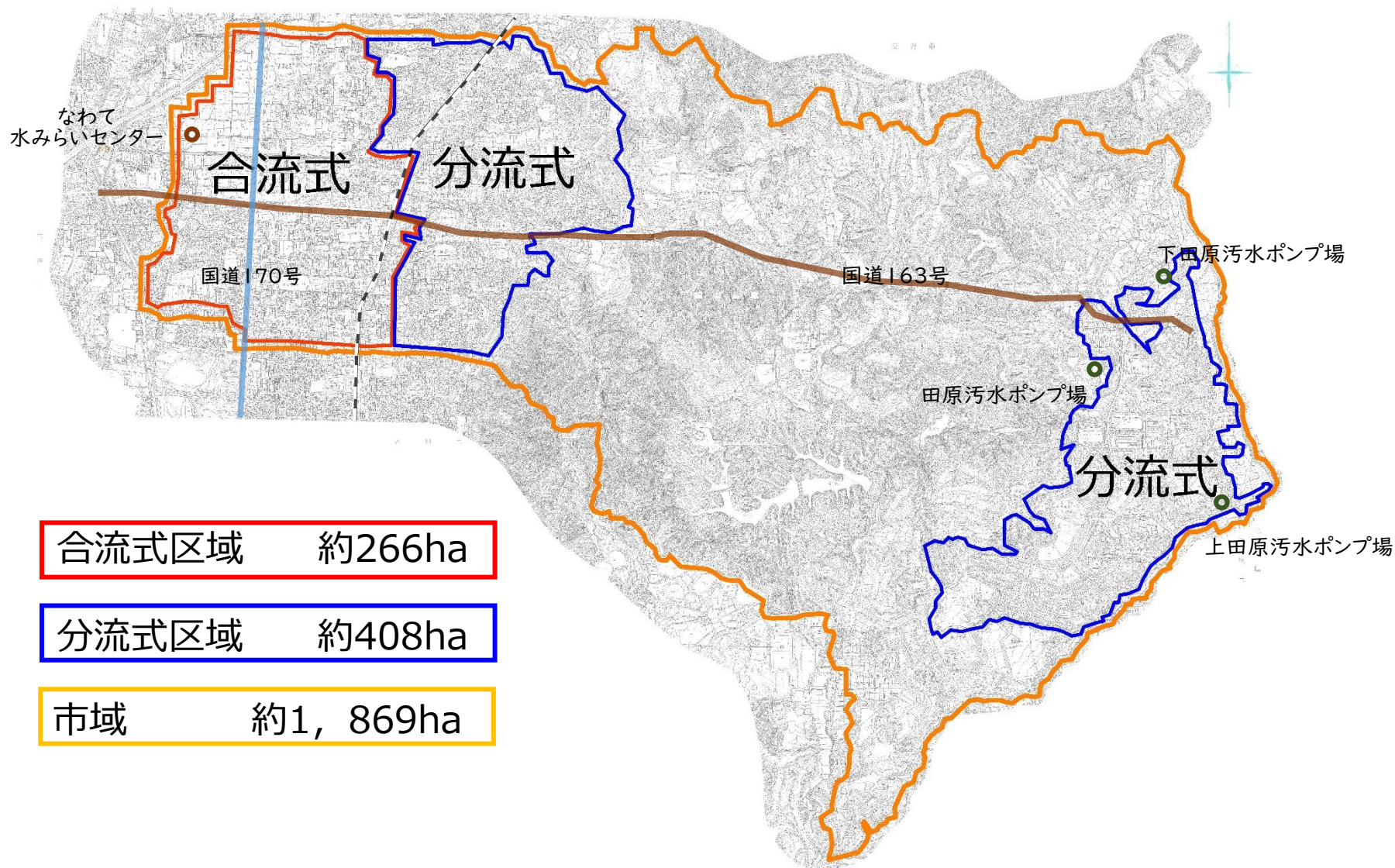
汚水と雨水を別々の下水管で排水する。

- ・ 汚水のみでの処理ができ、雨天時に処理場の負担がかからない
- ・ 建設費が高価になる

四條畷市では、合流式も分流式もどちらの下水道管も採用している

2. 下水道事業について

(2) 下水道の処理方式 ～合流式と分流式の区域～



2. 下水道事業について

(3) 下水道施設の主な種類

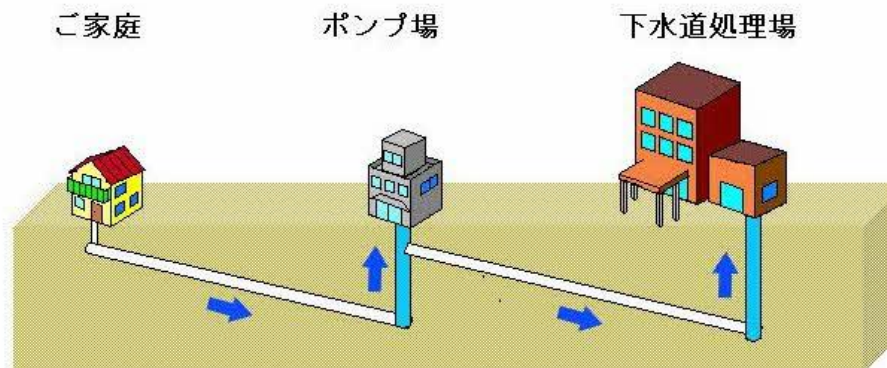
① 下水道管（管きょ）

下水道管は、汚水管と雨水管があり、市内に敷設されている総延長は約230kmである。



② ポンプ場

自然流下で流すことのできない場所から汚水をくみ上げ、自然流下ができるところまで送る施設のこと。
市内では3機場設置している。



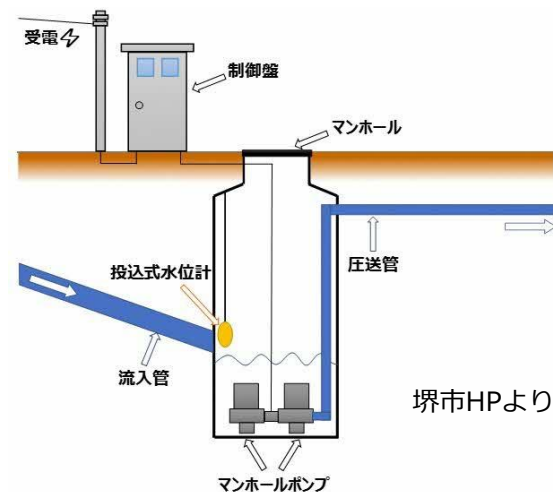
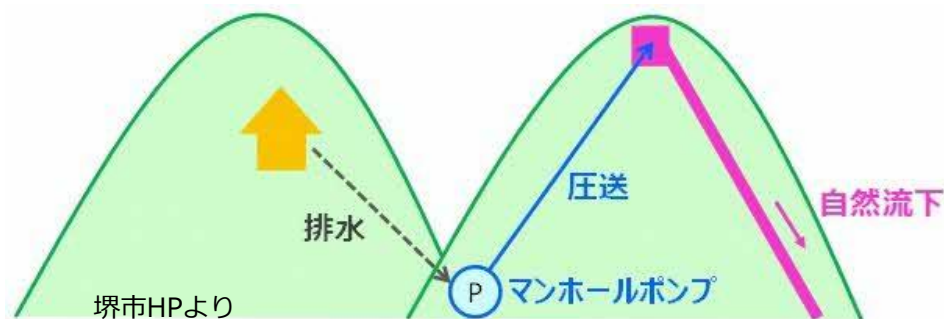
高見市HPより

2. 下水道事業について

(3) 下水道施設の主な種類

③ マンホールポンプ場

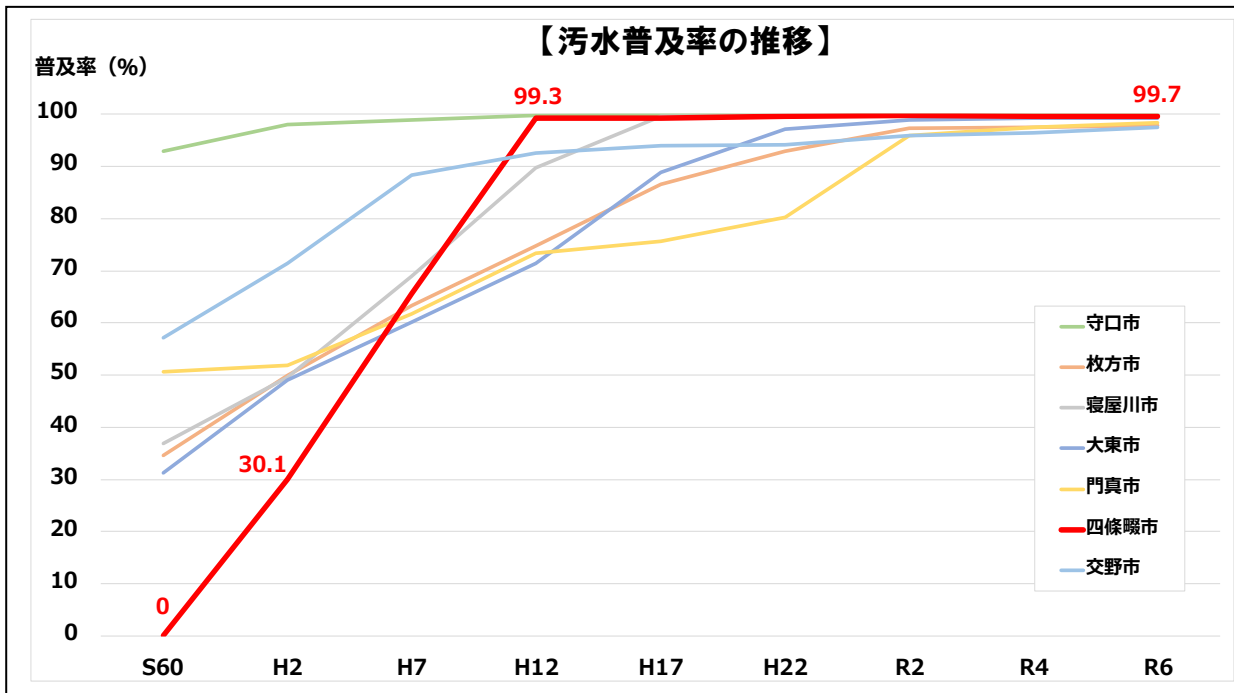
ポンプ場と同様自然流下で流すことのできない場所から污水をくみ上げ、自然流下ができるところまで送るマンホールの中に設置されているポンプ設備のこと。
市内では35箇所設置している。



2. 下水道事業について

(4) 四條畷市の下水道事業

- 昭和46年（1971年）から下水道事業を開始
- 昭和60年（1985年）から平成12年（2000年）にかけて整備を急速に進め、普及率99.3%で概成した
- 汚水整備の概成後、適正な維持管理に努め、現在は老朽化対策事業及び耐震化事業を重点的に進めている



基本情報	令和6年度末現在
供用開始年度	昭和61年（1986年）
地方公営企業法の適用区分	一部適用に変更（平成29年4月）
行政人口	53,675人
処理区域内人口	53,527人
水洗化人口	53,111人
普及率	99.7%
水洗化率	99.2%
全体計画面積	674ha
処理区域面積	642ha
年間有収水量	5,178,925m ³
下水道の排除方式	分流式と合流式の併用

2. 下水道事業について

(4) 四條畷市の下水道事業

- ・ ポンプ場施設

- 【下田原污水ポンプ場】

平成4年（1992年）

供用（利用）開始



- 【上田原污水ポンプ場】

平成8年（1996年）

供用（利用）開始



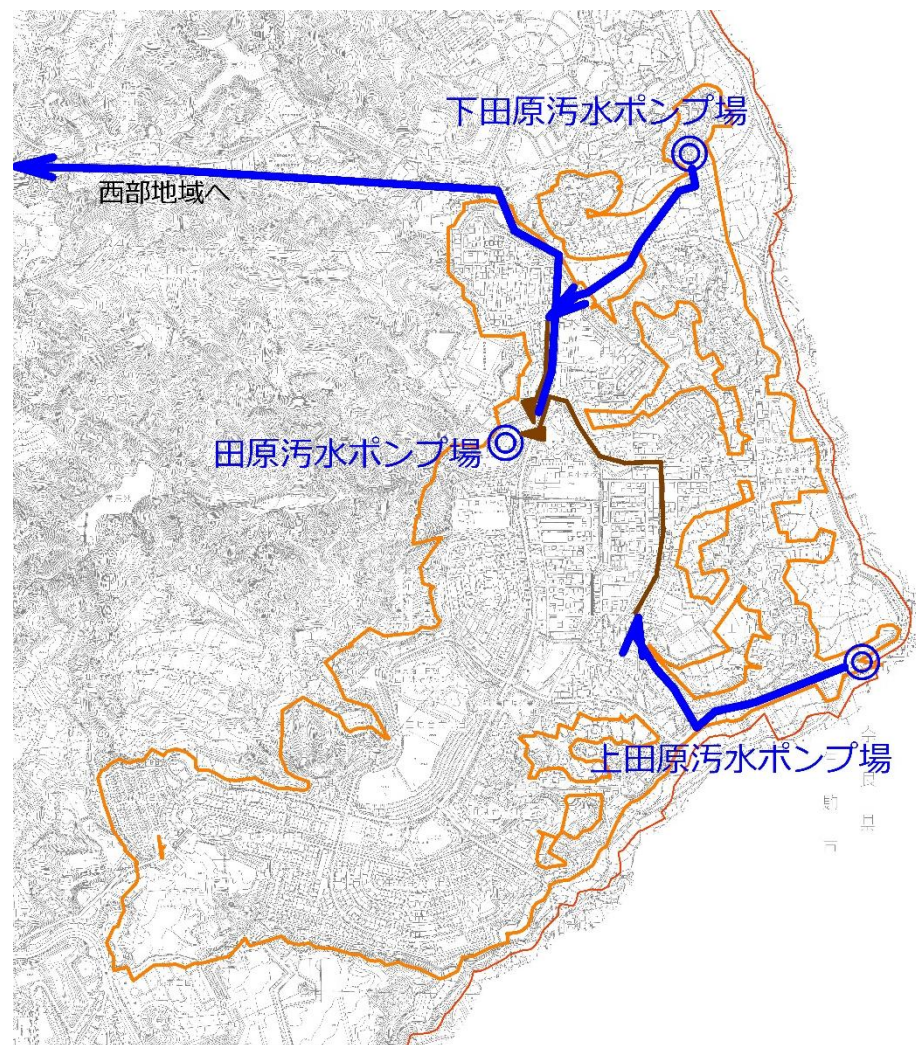
- 【田原污水ポンプ場】

令和3年（2021年）

供用（利用）開始



下田原及び上田原污水ポンプ場で自然排水できるところまで圧送し、田原污水ポンプ場へ集め、田原污水ポンプ場よりさらに西部地域へ圧送。



2. 下水道事業について

(5) 下水道施設の老朽化

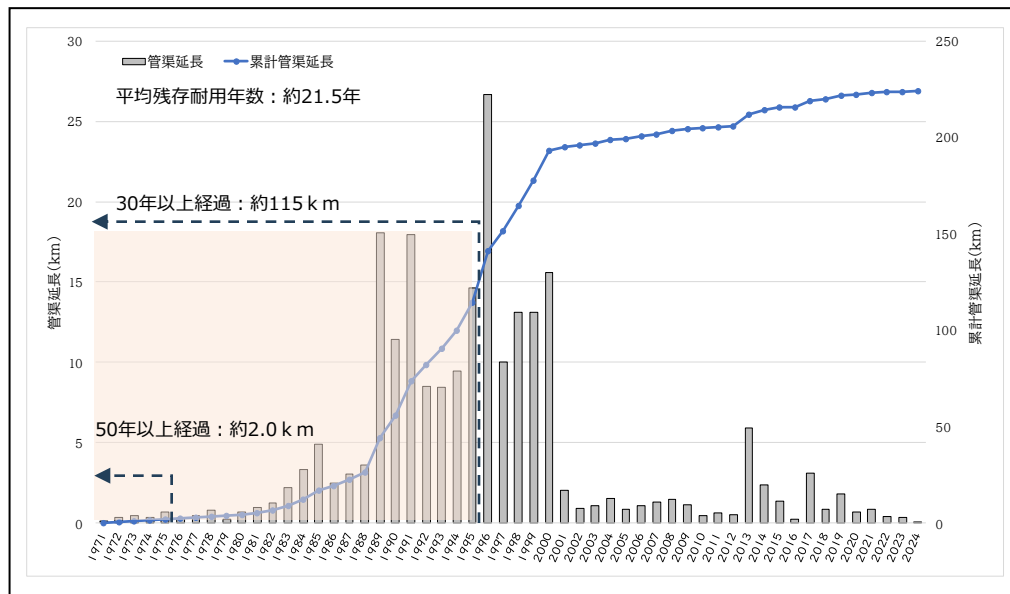
管きよの標準耐用年数である50年を経過した延長は約2.0 km（全体の1.0%）と少ない割合ではあるが、今後耐用年数を迎える管渠の割合は高くなり、改築の需要は増えていく。

ポンプ場施設については、主要施設であるポンプ施設は更新により耐用年数を超えるものはないものの、機械・電気設備については2機場で耐用年数を超えるものが増加していく。

老朽化による事故などの影響は、現地の下水道機能の停止による使用者や陥没による周辺への影響に加え、応急復旧に係る費用など、計画外の費用が発生することによる財政面への影響も発生。



管きよ、ポンプ場共に計画的な維持管理が必要



R3年度の道路陥没写真

2. 下水道事業について

(6) 下水道ストックマネジメント計画

施設の老朽化が進む中、これまでの発生対応型の維持管理から予防保全型の維持管理にシフトし、多くの施設を計画的かつ効率的に管理していくために四條畷市下水道ストックマネジメント計画を策定。

現在の計画期間：令和6年度～令和10年度（5年間）

期待される効果

- ・施設の安全性を確保し、良好な施設状態維持が可能となる
- ・施設全体のライフサイクルコストの低減が図れる
- ・適正かつ合理的な施設管理を実施することができる

具体的な取り組み

- ・カメラ調査による管きよの状態確認
- ・ポンプ場施設の健全度の調査
- ・老朽化した管きよやポンプ場施設の修繕・改築

工事の実績（令和6年度～令和7年度）

- ・管渠の改築延長：0.12 k m

管きよ調査



管更生工事



【施工前】



【施工後】

2. 下水道事業について

(7) 下水道施設の耐震化

令和6年能登半島地震における上下水道施設の甚大な被害と復旧の長期化を踏まえ、国の要請に基づき、災害時の拠点となる重要施設に接続する管路や上下水道システムの急所となる施設を優先して、四條畷市上下水道一体で耐震化を進めるため、四條畷市上下水道耐震化計画を策定。

現在の計画期間：令和7年度～令和11年度（5年間）

期待される効果

- ・ 災害時における排水機能の確保ができる
- ・ 公衆衛生と生活環境悪化の軽減が図れる
- ・ 被害範囲を抑え復旧期間の縮減が図れる

具体的な取り組み

- ・ 耐震診断による耐震性能の確認
- ・ 対策が必要な施設の耐震化工事の実施

実施事業（令和8年度）

- ・ 管路耐震診断業務



人孔浮上(珠洲市)



陥没(七尾市)



人孔内土砂閉塞(羽咋市)



人孔内滞水(七尾市)

2. 下水道事業について

(8) 下水道管路全国特別重点調査

令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路破損事故を受け、国土交通省より調査の要請があったことから、対象となる管きよの調査を実施。

調査対象管きよ（抜粋）	・平成6年（1994年）以前に設置 ・管径2メートル以上
本市の対象管きよ	・合流管 約1.4 k m
調査内容	・管きよ内に入り目視調査 ・テレビカメラ調査
総事業費	・38,313,000円



【管内踏査状況】



調査の結果、本市では早急に対応が必要となる管きよは無く、引き続きストックマネジメント計画に基づき点検調査を推進する。

2. 下水道事業について

(9) 下水道使用料の状況

基本料金と、利用水量に応じた使用料となる「従量制」と、利用水量が多くなるほど使用料単価が高くなる「累進制」を組み合わせた超過料金としている。

※税抜き表示

	排水量	旧使用料 (H12年から) (2000年)	現使用料 (H17年から) (2005年)	差額
基本使用料	5 m ³ まで	470円	555円	+85円
	6 m ³ ～10 m ³	700円	826円	+126円
従量使用料	11 m ³ ～15 m ³	90円	106円	+16円
	16 m ³ ～25 m ³	110円	130円	+20円
	26 m ³ ～50 m ³	130円	153円	+23円
	51 m ³ ～100 m ³	170円	201円	+31円
	101 m ³ ～500 m ³	210円	248円	+38円
	500 m ³ ～1000 m ³	260円	307円	+47円
	1000 m ³ ～	310円	366円	+56円
公衆浴場汚水	1 m ³ につき	30円	35円	+5円

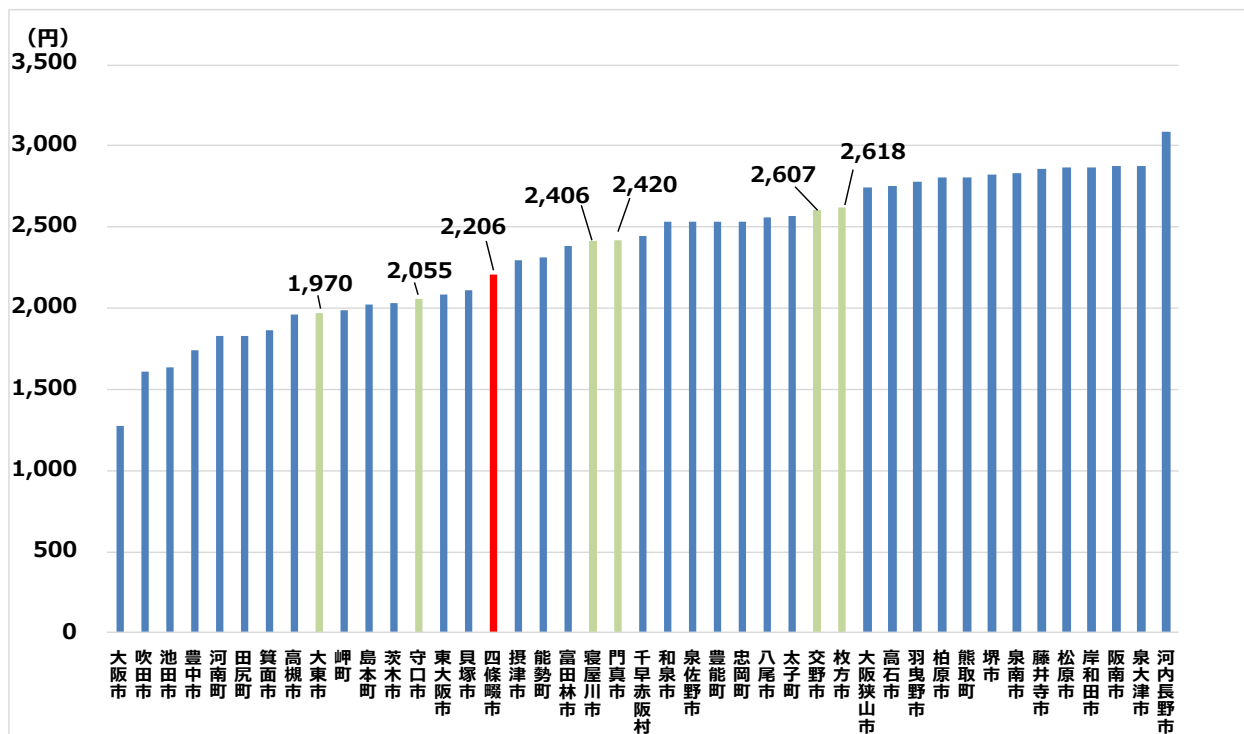
2. 下水道事業について

(10) 大阪府内の下水道使用料との比較

順位	市町村	使用料	順位	市町村	使用料
1	大阪市	1,276	23	和泉市	2,530
2	吹田市	1,609	24	泉佐野市	2,530
3	池田市	1,634	25	豊能町	2,530
4	豊中市	1,739	26	忠岡町	2,535
5	河南町	1,826	27	八尾市	2,563
6	田尻町	1,830	28	太子町	2,570
7	箕面市	1,863	29	交野市	2,607
8	高槻市	1,965	30	枚方市	2,618
9	大東市	1,970	31	大阪狭山市	2,745
10	岬町	1,990	32	高石市	2,755
11	島本町	2,024	33	羽曳野市	2,780
12	茨木市	2,035	34	柏原市	2,805
13	守口市	2,055	35	熊取町	2,810
14	東大阪市	2,087	36	堺市	2,821
15	貝塚市	2,110	37	泉南市	2,830
16	四條畷市	2,206	38	藤井寺市	2,857
17	摂津市	2,299	39	松原市	2,868
18	能勢町	2,313	40	岸和田市	2,871
19	富田林市	2,382	41	阪南市	2,876
20	寝屋川市	2,406	42	泉大津市	2,877
21	門真市	2,420	43	河内長野市	3,085
22	千早赤阪村	2,442		府内平均	2,371

一般家庭用20m³/月あたりの下水道使用料（税込み）

四條畷市は府内で16番目に安価な使用料



※令和7年10月現在

北河内7市

2. 下水道事業について

(1 1) 大阪府内の下水道使用料改定の動き

※使用料は全て20㎡あたりの税込み表示

順位	市町村	使用料(円)	前回改定	改定率	順位	市町村	使用料	前回改定	改定率
1	大阪市	1,276	H13.6.1	15.60%	23	和泉市	2,530	H30.4.1	13.00%
2	吹田市	1,609	H16.3.1	29.02%	24	泉佐野市	2,530	H21.4.1	8.10%
3	池田市	1,634	R6.1.1	19.76%	25	豊能町	2,530	H27.4.1	14.64%
4	豊中市	1,739	R7.2.1	14.14%	26	忠岡町	2,535	H21.4.1	13.90%
5	河南町	1,826	H5.6.17	—	27	八尾市	2,563	H28.8.1	19.80%
6	田尻町	1,830	H21.4.1	24.50%	28	太子町	2,570	H22.10.1	18.00%
7	箕面市	1,863	H28.4.1	-2.93%	29	交野市	2,607	H21.4.1	6.49%
8	高槻市	1,965	H9.6.1	31.50%	30	枚方市	2,618	R3.4.1	—
9	大東市	1,970	H29.4.1	20.00%	31	大阪狭山市	2,745	R7.4.1	28.40%
10	岬町	1,990	H19.4.1	15.20%	32	高石市	2,755	R1.10.1	6.93%
11	島本町	2,024	H23.1.1	16.70%	33	羽曳野市	2,780	R5.4.1	25.00%
12	茨木市	2,035	H29.4.1	6.20%	34	柏原市	2,805	H26.10.1	37.60%
13	守口市	2,055	H13.9.1	19.60%	35	熊取町	2,810	R6.4.1	13.73%
14	東大阪市	2,087	H18.3.1	3.68%	36	堺市	2,821	H29.10.1	-1.91%
15	貝塚市	2,110	H30.4.1	14.00%	37	泉南市	2,830	H27.10.1	11.50%
16	四條畷市	2,206	H17.4.1	18.00%	38	藤井寺市	2,857	R2.10.1	17.70%
17	摂津市	2,299	H19.10.1	5.50%	39	松原市	2,868	H23.10.1	22.00%
18	能勢町	2,313	—	—	40	岸和田市	2,871	H24.4.1	24.00%
19	富田林市	2,382	H25.10.1	25.00%	41	阪南市	2,876	R1.10.1	8.00%
20	寝屋川市	2,406	H21.4.1	20.40%	42	泉大津市	2,877	H24.4.1	12.70%
21	門真市	2,420	R3.1.1	36.00%	43	河内長野市	3,085	R7.10.1	10.26%
22	千早赤坂村	2,442	H18.4.1	10.80%		府内平均	2,371	—	16.31%

※令和7年10月現在

過去3年に改定した自治体

改定率30%を超えている自治体